

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）

改正案	現行
<p>（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項） 第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三項第二号ハ</u>に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨</p> <p>十二～十四 （略）</p>	<p>（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項） 第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三項第二号ロ</u>に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨</p> <p>十二～十四 （略）</p>